平成２３年（フ）第４０３５号
東京都葛飾区青戸３丁目39番３号
破産者　有限会社千柳
1　決定年月日　平成23年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４０３７号
東京都葛飾区立石８丁目48―32
破産者　柳　美代子
1　決定年月日　平成23年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４０４９号
東京都足立区本木北町14番18号
破産者　有限会社アルバトロス
1　決定年月日　平成23年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４０５３号
神奈川県横浜市泉区中田西３丁目９―12―101
破産者　下村　雅幸
1　決定年月日　平成23年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４０５８号
東京都大田区大森中２―23―６　フェニックスハイツ205号室
破産者　シティコンピューターソフト開発有限会社
1　決定年月日　平成23年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４０８２号
埼玉県川越市大字並木39―２―505
破産者　石森　和紀
1　決定年月日　平成23年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４１４９号
東京都中央区銀座１丁目２番４号９階
破産者　医療法人一二三
1　決定年月日　平成23年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４１５０号
東京都渋谷区広尾５丁目34―９
破産者　有限会社シーシーシー
1　決定年月日　平成23年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４１５１号
東京都渋谷区広尾５丁目19―５―201
破産者　吉田憲次こと　尹　　憲次
1　決定年月日　平成23年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４１５２号
東京都港区赤坂９丁目７―２―1502、開始決定時の住所東京都目黒区下目黒５丁目10―24―103
破産者　吉田小夜子こと　千　小夜子
1　決定年月日　平成23年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４１５３号
東京都江東区東陽２丁目３―６―1008、開始決定時の住所東京都目黒区下目黒５丁目10―24―103
破産者　千代田芳子こと　金　　芳子
1　決定年月日　平成23年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４１８０号
東京都練馬区石神井町６丁目26番21―101号、商業登記簿上の住所東京都練馬区富士見台２丁目12番24号
破産者　有限会社フジタイル工業
1　決定年月日　平成23年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４１８１号
東京都練馬区石神井町６丁目26―21―101
破産者　高橋　利行
1　決定年月日　平成23年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４１８２号
東京都練馬区石神井町６丁目26―21―101
破産者　高橋つや子
1　決定年月日　平成23年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４２２０号
東京都品川区西五反田８丁目８番16号
破産者　株式会社ヒューマン・インターフェース・テクノロジー
1　決定年月日　平成23年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４２３１号
埼玉県さいたま市西区三橋６丁目1765―13
破産者　和田　全朗
1　決定年月日　平成23年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４２３２号
埼玉県さいたま市西区三橋６丁目1765―13
破産者　和田美喜江
1　決定年月日　平成23年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４２３３号
埼玉県さいたま市西区三橋６丁目1765―13
破産者　和田　一朗
1　決定年月日　平成23年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４２５５号
東京都渋谷区千駄ケ谷１丁目７番１号
破産者　株式会社カサベラ
1　決定年月日　平成23年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４２６０号
東京都江戸川区北葛西２丁目19番２―805号、商業登記簿上の本店所在地東京都港区六本木７丁目３番８―208号
破産者　有限会社オフィスハードG
1　決定年月日　平成23年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４２６１号
東京都江戸川区北葛西２丁目19―２―805
破産者　奥山　洋英
1　決定年月日　平成23年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部